

### 静岡県人事委員会訓令第3号

静岡県人事委員会事務局文書管理規程（平成13年静岡県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月27日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

改正前	改正後
(職員以外の者からの公文書の閲覧請求等の処理) 第45条 (略)	(職員以外の者からの公文書の閲覧請求等の処理) 第45条 (略) <u>(公文書の持ち出し)</u> 第45条の2 公文書は、庁舎の外に持ち出してはならない。ただし、文書管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。
(電磁的記録の管理方法) 第46条 (略) 様式第9号の2 (略) 年度ファイル管理表 室 係(スタッフ)(担当) (略)	(電磁的記録の管理方法) 第46条 (略) 様式第9号の2 (略) 年度ファイル管理表 課 班(担当) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。